



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ/ ●
利用者負担の軽減について

今回は、利用者負担の軽減について紹介します。

利用者負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。現在軽減を受けている方も、認定の有効期限は6月末ですので、7月中に再申請が必要です。

食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】



世帯全員が住民税非課税の方に対して、介護保険施設や、短期入所（ショートステイ）利用時にかかる食費や居住費（滞在費）を軽減します。本人の収入などに応じて、利用者負担段階が第1～3段階に分けられ、一日あたりの食費・居住費が決められます。

利用者負担段階	対象者	一日あたりの食費	一日あたりの居住費（滞在費）		
			ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室※	多床室
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受給している方 など	300円	820円	490円 (320円)	0円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 など	390円	820円	490円 (420円)	320円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 など	650円	1,640円	1,310円 (820円)	320円
基準費用額	《参考》軽減を受けなかった場合の平均的な費用額	1,380円	1,970円	1,640円 (1,150円)	320円

※（ ）内は介護老人福祉施設の従来型個室の額です。

社会福祉法人などによる利用者負担軽減

所得などが一定以下で生計が困難な方に対して、介護サービス事業者である社会福祉法人などが利用者負担の一部を負担し、利用者負担を軽減する制度です。

対象者	<p>世帯全員が住民税非課税で、以下の①～⑤の全てに当てはまり、総合的に検討して特に生計が困難であると町が認めた方。（生活保護を受けている方を除く）</p> <p>※世帯員には、利用者を税金や健康保険の扶養者としている方を含む。</p> <p>①年間収入（仕送りや、非課税収入を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である。</p> <p>②預貯金などが単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である。</p> <p>③世帯員の居住のための家屋と日常生活に必要な資産以外に、利用できる資産を所有していない。</p> <p>④負担能力のある親族などに扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	
対象サービス	<p>この軽減を実施する社会福祉法人などが提供する以下のサービス</p> <p>●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者負担額と、食費・居住費</p> <p>※利用者負担第2段階の方は食費・居住費のみ対象。</p> <p>●訪問介護の利用者負担額</p> <p>※その他の訪問介護利用者負担軽減認定者を除く。</p> <p>●通所介護の利用者負担額と食費</p> <p>●短期入所生活介護の利用者負担額と食費・滞在費</p>	<p>黒潮町内では、(社)黒潮福祉会が、シーサイドホームとかしま荘で、入所・短期入所・通所介護の利用者負担額軽減を行っています。</p>
軽減内容	<p>利用者負担額（サービス費用の10%）と食費・居住費（滞在費）を4分の3に軽減する。（世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方は2分の1に軽減する。）</p>	

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)